

自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

首都圏の一都三県では、平成 15 年 10 月 1 日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでおり、都における浮遊粒子状物質の濃度は大きく改善してきた。しかしながら、都民の健康と生命を守るためには、一層の改善が必要な状況にある。

この大気汚染の根本的な原因は国の自動車排出ガス規制の遅れにある。また、国は、自動車NOx・PM法の対策地域への流入車対策の必要性を認識せず、規制のかからない自動車の流入を放置するなど、危機感に欠けており、誠に遺憾である。

については、ディーゼル車等の自動車交通に起因する東京の大気汚染を早期に改善するとともに、健康被害者を救済するため、以下の措置を講じること。

5 不正軽油対策

不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが顕在化している。

このような不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税・滞納などの問題に対処するため、不正軽油の製造禁止、元売業者の指定要件の厳格化など、早急に対策を講じること。